

2023年8月9日

受益者の皆様へ

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

## 「グローバル・ボンド・オープン IM」 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、弊社投資信託「グローバル・ボンド・オープン IM」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、信託終了日を繰上げ、下記のとおり、信託を終了(投資信託契約を解約)する予定ですのでお知らせ致します。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」といいます。)第32条の規定に基づき、同法に定める手続の一環として、対象となる受益者の皆様にお送り申し上げますのでご了承ください。

敬具

記

### 1. 予定している信託の終了(投資信託契約の解約)の理由

本ファンド(「グローバル・ボンド・オープン IM」)につきましては、1998年11月の設定以来、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、資金流入は低調のまま推移し、2023年6月30日現在の純資産総額は約5.8億円と低水準にとどまっております。同日現在の本ファンドの残存受益権口数は6.4億口であり、投資信託約款に定める繰上償還に係る受益権口数である30億口を下回っており、また、今後、純資産総額の大幅な増加を期待することは難しいと思われまます。また、本ファンドの主要投資対象である親投資信託「グローバル・ボンド・マザーファンド」におきましても、解約が設定を上回る状況が継続していることから純資産総額が一貫して減少しており、同日現在約41.4億円となっております。この減少傾向は今後も継続することが見込まれているため、現行の運用方針に則った運用の継続が困難となることが予想されます。

弊社と致しましては、本ファンドの運営の維持が困難になることが見込まれる上記の状況に鑑み、投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を早期に受益者の皆様にお返しすることが受益者の利益に資するとの判断に至りました。つきましては、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰上げ、信託を終了する手続をとらせていただく所存です。

### 2. 投資信託契約解約の手続と日程

①新聞公告日	: 2023年8月9日(水)(日本経済新聞朝刊紙上)
②異議申立期間	: 2023年8月9日(水)から2023年9月11日(月)まで
③投資信託契約解約の可否決定日	: 2023年9月12日(火)
④買取請求期間	: 2023年9月29日(金)から2023年10月18日(水)まで
⑤信託終了予定日(繰上償還日)	: 2023年12月11日(月)

- (1) 2023年8月9日(以下「公告日」といいます。)現在の本ファンドの受益者(2023年8月7日(月)までに取得申込を完了された方を含みます。)は、異議申立期間(上記日程②)中に、弊社モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社に対して、この投資信託契約の解約に関する異議を述べることができます。ご異議お申立ての方法については、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご参照ください。

**この投資信託契約の解約にご異議のない場合、お手続は一切必要ございません。**

- (2) 本ファンドにつき、異議申立に係る受益権口数の合計が、公告日現在の本ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない時は、予定どおり投資信託契約の解約を実施し、信託を終了(繰上償還)致します。
- (3) 本ファンドにつき、異議申立に係る受益権口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた時は、当該投資信託契約の解約は行わず、信託を継続致します。この場合、投資信託契約の解約を行わない旨及びその理由を速やかに公告し、かつ基準日現在における知られたる受益者の皆様に書面でお知らせ致します。
- (4) 投資信託契約解約の可否決定日(上記日程③)に信託の終了が決定した場合、以下の取り扱いを行います。
- ・ 2023年10月17日(火)以降のお買付けの申込分より、受付を中止致します。但し、販売会社によっては買付けのお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
  - ・ 2023年10月20日(金)以降の換金(解約)申込受付分より、信託財産留保額の徴収は行いません。
  - ・ 2023年10月20日(金)以降、信託報酬のうち、委託者報酬を現行の0.55%(税抜)から0.05%(税抜)に変更します。なお、販売会社報酬(0.55%(税抜))及び受託者報酬(0.05%(税抜))につきましては、変更はなされません。
  - ・ 換金のお申し込みは2023年12月7日(木)まで通常どおり受け付けます。但し、販売会社によっては換金のお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3. 異議お申立ての方法について

予定しております投資信託契約の解約に対しご異議のある受益者の方は、書面(書式自由)に以下の内容をご記入のうえ、2023年9月11日迄(必着)に下記宛先に郵送にてお申立てください。

(1)宛先

〒100-8104 東京都千代田区大手町 1-9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー  
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 投資信託部 異議申立受付係 宛

(2)ご記入頂く内容

① ご住所 ② お名前 ③ 電話番号(日中ご連絡先) ④ お持ちのファンド名(「グローバル・ボンド・オープンIM」) ⑤取扱販売会社名、お取引の本・支店名、お取引口座番号 ⑥投資信託契約を解約することについて反対する旨

- ・ 本ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の口座をお持ちの方は、ご異議の申立てに該当する全ての取扱販売会社名、取扱店名、口座番号をご記入ください。口座番号などがご不明の場合には、販売会社までお問い合わせください。

- お申し出いただいた内容に不備等がある場合やお申し出内容の確認ができない場合には、異議のお申立てをお受けできない場合がありますのでご注意ください。
- 異議のお申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社及び受託銀行と共有することにご同意いただいたことと致しますので、ご了承ください。なお、本手続に伴い弊社が取得したお客様に関する個人情報<sup>1</sup>は異議申立受益権口数の管理及び買取請求に関する事務を処理する目的で利用致します。
- 弊社は異議お申立て内容の確認のため、取扱販売会社に対してお持ちの受益権口数の照会やお申し出内容の確認等を行います。その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出頂くことがあります。

#### 4. 異議をお申立てられた受益者の買取請求の手続について

上記「2. 投資信託契約解約の手続と日程」による集計の結果、投資信託契約の解約が行われることが決定した場合、異議をお申立てられた受益者の方は、以下の手続により、受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対し、お持ちの受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。（異議をお申立てられた受益者は買取請求をしなければならないわけではございません。買取請求をされるか否かは、異議をお申立てられた受益者の任意です。）

※なお、異議申立期間中、買取請求期間中及び買取請求期間後のいずれにおいても、投資信託契約の解約に異議をお申立てられたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常どおり、ご換金のお申込みを受け付け致します。但し、異議申立をされた受益者が買取請求を行った後は、通常の換金（解約請求）のお申込みを行うことはできませんのでご注意ください。なお、投資信託契約解約の可否決定日に信託の終了が決定した場合における換金（解約）申込のお取扱いについては、上記「2. 投資信託契約解約の手続と日程」(4)をご参照ください。

買取請求期間は、2023年9月29日（金）から2023年10月18日（水）までです。

- ① 弊社よりご異議をお申立ての受益者に、「買取請求手続のご案内」及び「個人番号の提供のお願い」を発送
  - ② （買取請求を行う場合）取扱販売会社に買取請求必要書類を請求し、記入
  - ③ 取扱販売会社のお取引店への買取請求必要書類の提出
  - ④ 「個人番号の提供のお願い」に同封の「個人番号届」に記入し、関連書類と共に受託会社に郵送で提出
  - ⑤ 取扱販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付
  - ⑥ 受託会社で買取請求必要書類の受理及び投資信託財産による買取の実行
  - ⑦ 受託会社からご指定の銀行口座等への買取代金のお支払い
- 上記の買取請求は、投資信託契約の解約に対し異議をお申立てられた受益者の方が、旧投信法第32条第3項において準用する旧投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、通常の換金方法である取扱販売会社に対する買取請求ではありませんのでご注意ください。
  - 受益権の買取価額は当該受益権が有すべき公正な価額とし、本ファンドの場合、原則として受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額（基準価額から信託財産留保額を控除した価額）と致します。
  - なお、上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金方法よりも日数を要する可能性がありますことを予めご了承下さい。
  - 「個人番号届」及び関連書類の郵送費用は買取請求を行った受益者のご負担となりますので、予めご了承下さい。また、買取代金をお支払いする際の振込手数料は買取請求を行った受益者のご負担とし、買取代金から差し引かせていただきます。

### 5. 信託終了決定後のご留意事項

信託の終了が決定した場合、信託終了日(繰上償還日)までの運用におきましては、信託終了に向けて、組入資産の売却を行い、資金化を図ってまいります。信託終了決定後も基準価額は変動しますが、組入資産売却完了後の基準価額は、投資対象資産の価格変動を反映しなくなりますので、ご注意ください。

以上

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社又は下記までお問い合わせください。  
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 投資信託部  
フリーダイヤル:0120-51-8250 (受付時間:土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)